

議案第1号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定する。

平成29年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

認定する路線

路線 番号	路線名	起 終 点 点	経 過 地
1085	久保田町一丁目8番線	久保田町一丁目甲514番17地先から久保田町一丁目甲514番16地先まで	市道金子小学校東筋線から東へ久保田町一丁目甲514番16地先まで
1086	政枝町一丁目5番線	政枝町一丁目甲176番7地先から政枝町一丁目甲176番18地先まで	市道高木南通り線から南へ政枝町一丁目甲176番18地先まで
1087	一宮町一丁目12番線	一宮町一丁目甲660番7地先から一宮町一丁目甲660番1地先まで	市道金子小学校東筋線から東へ一宮町一丁目甲660番1地先まで
1088	江口町9番1号線	江口町乙854番9地先から江口町乙875番5地先まで	市道江口中通り線から北へ江口町乙875番5地先まで
1089	江口町9番2号線	江口町乙854番6地先から江口町乙854番8地先まで	市道江口中通り線から北へ江口町乙854番8地先まで

提案理由

道路法第8条第2項の規定により、本市における未認定道路を市道に認定するため、本案を提出する。

参照条文

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （省 略）

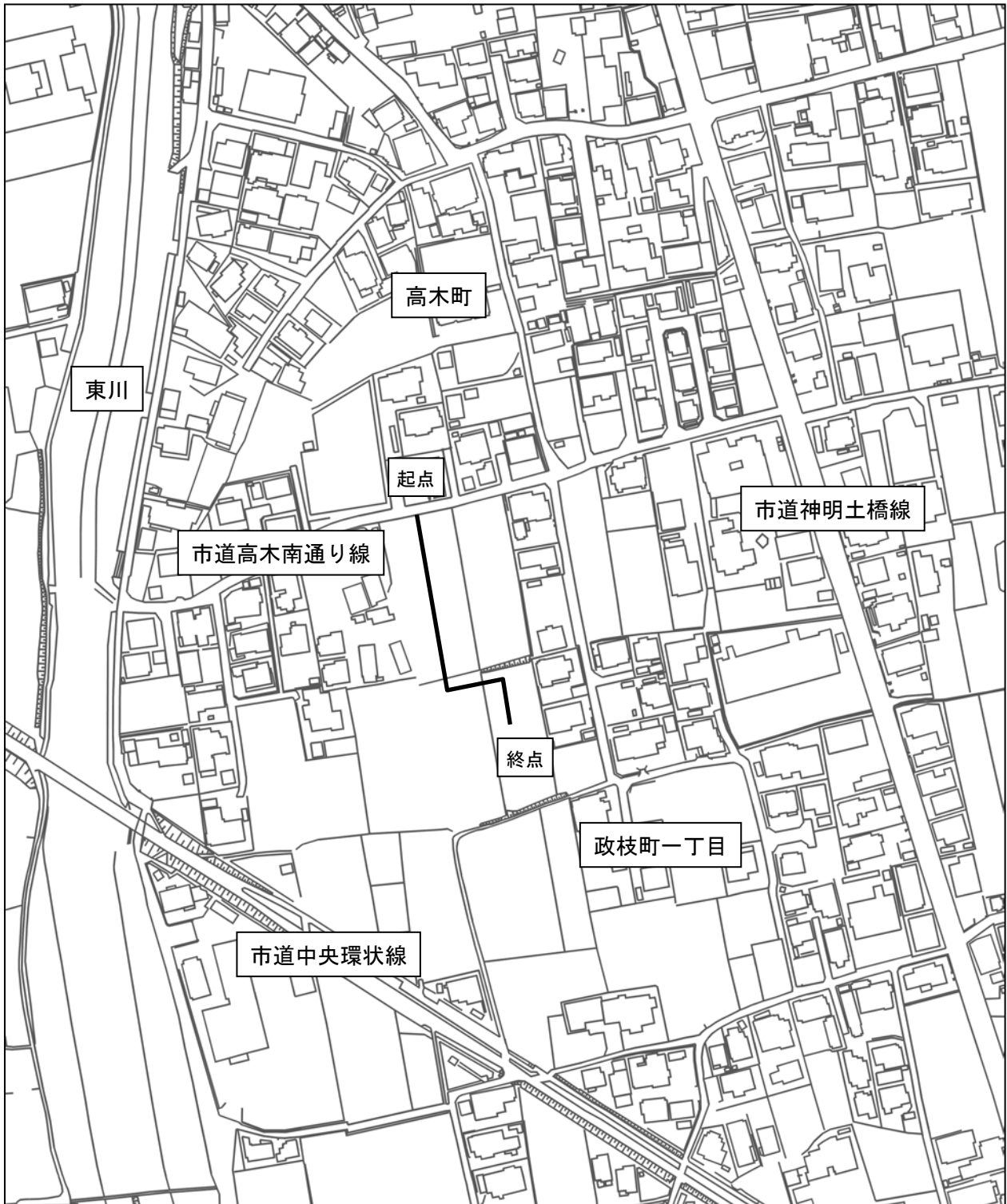
認定路線位置図

1085 久保田町一丁目8番線



認定路線位置図

1086 政枝町一丁目5番線



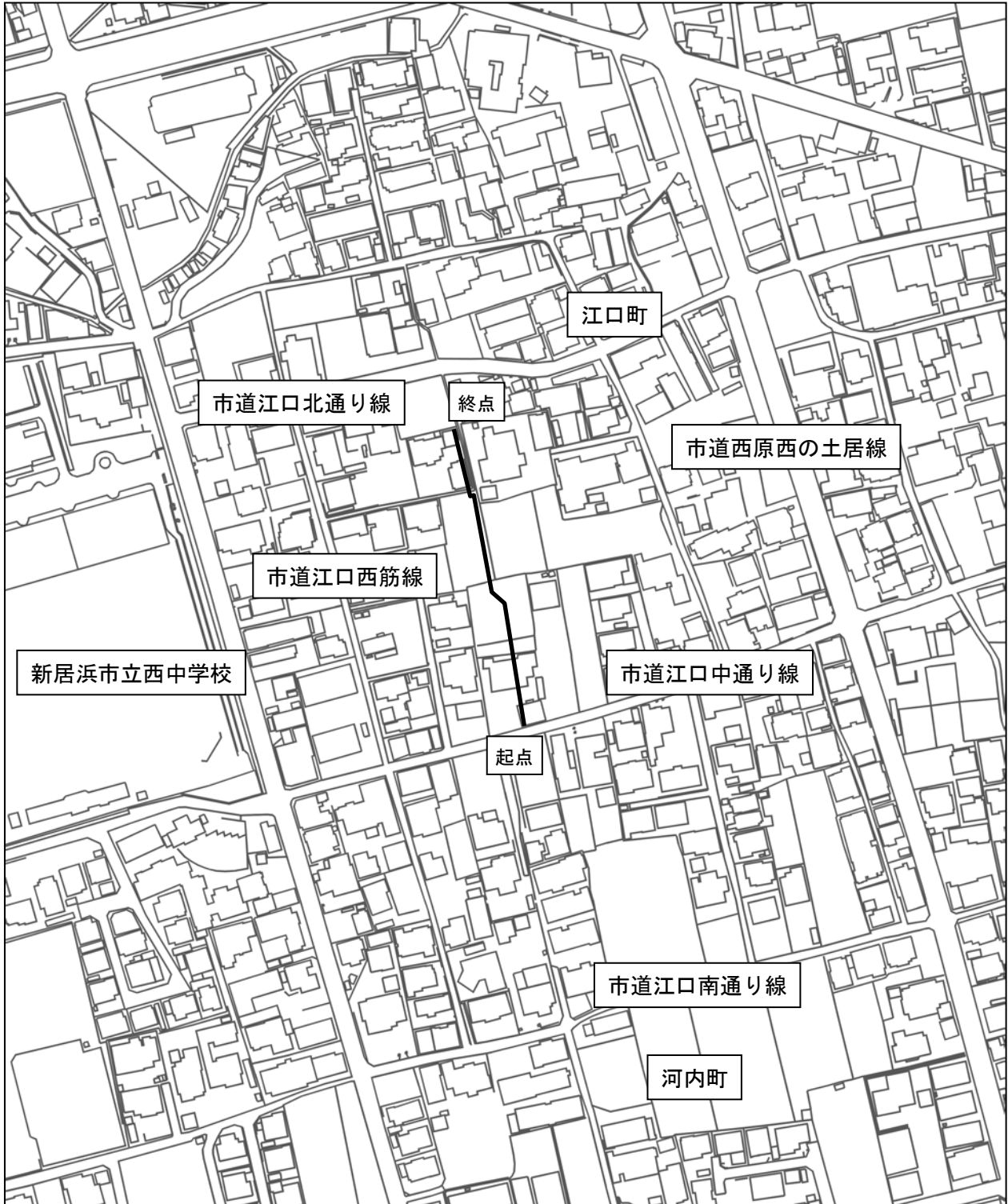
認定路線位置図

1087 一宮町一丁目12番線



認定路線位置図

1088 江口町9番1号線



認定路線位置図

1089 江口町9番2号線

